
平成30年度（2018年度）募集
海外留学支援制度（学部学位取得型）

Q & A

平成30年8月

独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援課 学位取得型担当

【目次】

1. 応募要件に関する事項

- Q1-1 海外の大学であればどこでも応募できますか。…………… 1
- Q1-2 はじめ短大に入学して、そのあと学部編入して学士号を取得する場合、応募できますか。…………… 1
- Q1-3 学部・修士一貫課程で、学士がなく最初から修士号を取得できるコースの場合も応募できますか。…………… 1
- Q1-4 外国大学等の日本校に入学予定ですが、応募はできるでしょうか。…………… 1
- Q1-5 応募できない分野はありますか。…………… 1
- Q1-6 大学入学準備コースとは何ですか。語学学校は違うのでしょうか。…………… 1
- Q1-7 日本の教育制度との違いから大学入学前にファウンデーションコースを履修しないといけないのですが、応募できますか。また支援対象となりますか。…………… 1
- Q1-8 ファウンデーションコースではなく、コースを終えると2年次に編入できるコース（準学士号取得可）があります。こちらは応募対象になるでしょうか。…………… 1
- Q1-9 派遣学生に採用されたら、海外の大学に入学する前に、現地の語学学校で学びたいと思っています。応募できますか。また、語学学校に行く期間も支援期間に含まれるのでしょうか。…………… 2
- Q1-10 留学先大学から英語力がレベルに達していないため、学部入学前にESLコースで語学力を補うことを条件として、「条件付き入学許可」を得ました。応募できますか。…………… 2
- Q1-11 （出願がまだのため）入学許可書がありません。応募できますか。…………… 2
- Q1-12 入学許可書は、いつまでに必要ですか。注意事項はありますか。…………… 2
- Q1-13 既に海外の大学の学部に入學してしまっています。応募できますか。…………… 2
- Q1-14 どのような学校を卒業した者が応募できますか。卒業から年数がたっても応募できますか。…………… 2
- Q1-15 日本国内のインターナショナルスクールや、海外の高校を卒業していても応募可能でしょうか。…………… 3
- Q1-16 高等学校卒業程度認定試験の合格者です。現在日本国内の大学に在籍中ですが応募できますか。…………… 3
- Q1-17 平成30年4月入学の日本の大学も併願で受験予定ですが、応募できますか。…………… 3
- Q1-18 国内の大学や高専を休学したまま（又は仕事を退職したまま）留学することは認められますか。…………… 3
- Q1-19 いつから留学するときに応募できる奨学金なのでしょうか。…………… 3
- Q1-20 平成30年3月中（平成30年4月以前）に渡航する予定ですが応募できないでしょうか。…………… 3
- Q1-21 高校を卒業して海外に住んでいます。まだ大学の学部や大学入学準備コースには入学していませんが、応募できますか。…………… 3

Q 1-2 2	応募要件を一部満たしていませんが応募できますか。……………	4
Q 1-2 3	応募要件をみたしていたら、必ず採用されますか。……………	4
Q 1-2 4	応募者の合格率はどのくらいでしょうか。……………	4
Q 1-2 5	面接審査の会場までの交通費は自己負担でしょうか。スカイプでの面接はできますか。……………	4
Q 1-2 6	他の奨学金との併給はできますか。……………	4
Q 1-2 7	この奨学金は返済が必要でしょうか。……………	4
Q 1-2 8	次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。……………	4

2. 申請に関する事項

Q 2-1	オンラインシステムの使い方がわかりません。……………	4
Q 2-2	オンラインシステム（マイページ）で提出する書類と、郵送で提出する書類について教えてください。…	4
Q 2-3	PDFの作成方法がわかりません。……………	5
Q 2-4	申請書（所定様式）以外に提出するものがありますか。……………	5
Q 2-5	在籍学校等に用意してもらう必要がある書類には何がありますか。……………	6
Q 2-6	写真はカラーでも白黒でも構わないでしょうか。……………	6
Q 2-7	学部・学科を決めないで入学するので、学部・学科名を記入できません。空欄でもよいでしょうか。……	6
Q 2-8	支援期間はどのように記載しますか。原則4年とありますが、全員4年間でしょうか。……………	6
Q 2-9	申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能でしょうか。……………	6
Q 2-1 0	留学先の危険情報はどこで確認しますか。……………	6
Q 2-1 1	申請書類のうち証明書等は原本提出でなくても良いのでしょうか。……………	6
Q 2-1 2	推薦状・調査書を封筒で受け取りました。封筒にいれたまま郵送の提出だけでよいでしょうか。……	7
Q 2-1 3	英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいでしょうか。……………	7
Q 2-1 4	留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要でしょうか。……………	7
Q 2-1 5	留学先大学の主たる使用言語がフランス語等、英語以外である。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要があるでしょうか。……………	7
Q 2-1 6	国内連絡人（保護者）についての定めはありますか。……………	7
Q 2-1 7	提出期限までに間に合わない書類はあとから送付してもよいでしょうか。……………	7

Q2-18 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差替えを行ってもよいでしょうか。……………7

Q2-19 採用決定後に留学先を変更することは可能でしょうか。……………7

3. 留学開始後

Q3-1 採用決定後や留学開始後、辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いですか。……………8

Q3-2 採用決定後、留学期間の変更はできますか。……………8

Q3-3 留学先大学に留学した後、他大学に転学することはできますか。……………8

Q3-4 大学入学準備コースを修了した後は、何か手続きが必要でしょうか。……………8

Q3-5 大学入学準備コースを修了した後で、当初申請した大学とは別の大学に進学してもよいでしょうか。……8

Q3-6 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されますか。……………8

Q3-7 正式な教育課程の履修中に、留学先大学以外で学修活動を行う履修があります。この場合、奨学金は支給
されますか。……………8

Q3-8 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。……………8

Q3-9 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入するが、機構からは円貨で支給されますか。・9

Q3-10 授業料の上限額は4年間での金額ですか。……………9

Q3-11 アメリカに留学する予定です。奨学金の単価はいくらですか。……………9

Q3-12 大学の受験料やビザ申請費用、検定料なども支給されますか。……………9

Q3-13 寮費や食費、医療費、保険料、渡航費、交通費、学生自治会費、教科書代なども請求はできますか。…9

1. 応募要件に関する事項

Q1-1 海外の大学であればどこでも応募できますか。

- A. 諸外国に所在する大学であっても、海外の短大(準学士号)は対象になりません。最初に取得する学位が「学士号」となる大学の学部で、芸術の実技分野以外の課程に留学することが応募要件です。(Q1-3記載のとおり、修士号を取得する課程に進学する場合も対象となりません。)

Q1-2 はじめ短大に入学して、そのあと学部編入して学士号を取得する場合、応募できますか。

- A. 応募できません。はじめから学士号が取得可能な大学に入学を希望する方が対象となります。短大に限らず、「学士号」以外の学位(ディプロマ等)が取得できるコースを経て、学士号取得コースに編入する場合は対象となりません。

Q1-3 学部・修士一貫課程で、学士がなく最初から修士号を取得できるコースの場合も応募できますか。

- A. 応募できません。学士号が取得可能な大学に入学を希望する方のみ対象となります。留学予定の課程で取得できる学位については、あらかじめ十分に確認してください。

Q1-4 外国大学等の日本校に入学予定ですが、応募はできるでしょうか。

- A. 諸外国に所在する大学であることが条件となっているので、応募できません。

Q1-5 応募できない分野はありますか。

- A. 芸術の実技分野での留学については、応募できません。
芸術の実技分野は文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」があります。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。

Q1-6 大学入学準備コースとは何ですか。語学学校は違うのでしょうか。

- A. 大学入学準備コースとは、日本の教育制度との相違から学部入学前に修了する必要があるコースで、ファウンデーションコースなどと呼ばれるコースを指します。
語学学校は、語学力不足を補うためのものであり、教育制度上の違いによるものではないので、支援対象とはなりません。

Q1-7 日本の教育制度との違いから大学入学前にファウンデーションコースを履修しないといけないのですが、応募できますか。また支援対象となりますか。

- A. 日本の教育制度との相違から学部入学前に修了する必要があるコースについては、「大学入学準備コース」(Q1-6参照)に該当するので、応募できます。また支援対象となります。「大学入学準備コース」についても平成30年4月から平成31年3月の間に授業が開始される場合のみ、応募可能です。
なお、応募時に入学許可を得ている必要はありませんが、派遣学生として採用された場合には、留学を開始するまでに、留学先大学(「大学入学準備コース」修了後入学予定の留学先大学)からコース修了を条件とした入学許可を取得することが必要となりますので、留意してください。
採用時は、まず大学入学準備コースの期間を支援期間とし、大学入学準備コース修了後は正式に学位取得のための課程に進学したことを確認した後に支援を再開します。(採用後の手続き詳細は、採用時に別途ご案内します。)

Q1-8 ファウンデーションコースではなく、コースを終えると2年次に編入できるコース(準学士号取得可)があります。こちらは応募対象になるでしょうか。

- A. 応募できません。IBTコース等が該当すると思いますが、準学士号を取得できるコースについては対象外です。
※2学年目等に編入できるコース全般を本制度では対象外とします。(Q1-2参照)

Q1-9 派遣学生に採用されたら、海外の大学に入学する前に、現地の語学学校で学びたいと思っています。応募できますか。また、語学学校に行く期間も支援期間に含まれるのでしょうか。

- A. 応募はできます。ただ、語学学校に通う期間は支援対象外です。大学での学部課程の授業を開始するときから(または大学入学準備コース(Q1-6参照)での授業が開始するときから)支援を開始します。大学での学部課程又は大学入学準備コースの授業開始日が平成30年4月～平成31年3月の間でない場合は、応募できないので留意してください。

Q1-10 留学先大学から英語力がレベルに達していないため、学部入学前にESLコースで語学力を補うことを条件として、「条件付き入学許可」を得ました。応募できますか。

- A. 平成30年度募集では応募時に留学先大学の入学許可を得ていなくても応募できるので、応募には問題ありません。留学先での使用言語が英語である場合は、募集要項に定める語学水準を満たしていれば応募できます。ただし条件を満たして正式に入学する時期からの支援開始とするため、条件なしの入学許可の取得及び授業開始が、平成31年4月以降になる場合は、採用を取り消します。
※留学先での使用言語が英語以外の言語である場合は、留学先大学が求める語学能力を満たしていない場合は、応募できません。

Q1-11 (出願がまだのため) 入学許可書がありません。応募できますか。

- A. 応募できます。応募時に何らかの結果が既に出ている方は提出することとしていますが、応募時の入学許可書提出は応募要件ではありません。留学(支援)開始までには、「条件付」ではない正式な入学許可書が必要です。(Q1-12参照)取得が遅れ、平成30年度中に奨学金支援の開始ができない場合は、採用を取り消すことになるので、留意してください。

Q1-12 入学許可書は、いつまでに必要ですか。注意事項はありますか。

- A. 留学(支援)開始の手続き時に提出していただきます。手続きの詳細は、採用時に別途ご案内しますが、授業が開始する月の2か月前くらいまでに入手するようにしてください。その際、「条件付」の入学許可書では、支援開始することができません。条件を全てクリアした入学許可書の提出が必要です。(ただし、日本との教育制度上の相違により入学前に修了しなければならない「大学入学準備コース」(Q1-6参照)を修了することを条件とした「条件付入学許可」による入学許可書については問題ありません。(Q1-7参照))
平成31年3月までに、支援開始ができない状況が発生した場合には、採用を取り消します。

Q1-13 既に海外の大学の学部に入學してしまっています。応募できますか。

- A. 応募できません。既に海外の大学または大学入学準備コース(Q1-6参照)等に留学中の場合は応募できません。
※休学中であっても入学済みの場合は応募対象となりません。

Q1-14 どのような学校を卒業した者が応募できますか。卒業から年数がたっても応募できますか。

- A. 学校教育法に基づき設置された日本国内の以下の学校を平成29年度中(平成29年4月から平成30年3月)に卒業(修了)する方が応募できます。
- 高等学校(全日制、定時制(夜間)、通信制)

- 中等教育学校の後期課程
- 特別支援学校の高等部
- 専修学校の高等課程
- 高等専門学校の3年次を修了
以下の方については、合格年は問いません。
- 高等学校卒業程度認定試験の合格者

Q1-15 日本国内のインターナショナルスクールや、海外の高校を卒業していても応募可能でしょうか。

A. 応募対象とはなりません。

Q1-16 高等学校卒業程度認定試験の合格者です。現在日本国内の大学に在籍中ですが応募できますか。

A. 応募できません。国内外を問わず高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程))に在籍したことがない方のみが応募対象となっています。

Q1-17 平成30年4月入学の日本の大学も併願で受験予定ですが、応募できますか。

A. 応募できます。平成30年4月入学の日本国内の大学との併願を予定している場合でも応募は可能です。ただし、採用が決定して、海外の大学の学部留学することになった場合は、日本の大学等の入学を辞退又は退学していただくこととなります。

Q1-18 国内の大学や高専を休学したまま(又は仕事を休職したまま)留学することは認められますか。

A. 認められません。日本国内の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程))に籍を置いたまま留学する場合は、本制度での支援は行いません。就業中の場合は、留学前に辞職いただく必要があります。

Q1-19 いつから留学するときに応募できる奨学金なのでしょうか。

A. 平成30年4月から平成31年3月までの間に海外の大学の学部での授業を開始する方が応募できます。授業開始日が、平成30年4月から平成31年3月以外の場合は、あいにく応募できません。

英国・オーストラリアなど日本との教育制度の相違により大学入学準備コース(Q1-6参照)を修了する必要がある場合は、当該コースの授業を平成30年4月から平成31年3月までの間に開始する方を対象とします。

Q1-20 平成30年3月中(平成30年4月以前)に渡航する予定ですが応募できないでしょうか。

A. 奨学金の支援は、渡航日ではなく、授業開始日からとなるので、平成30年3月中に渡航していても、授業の開始日が平成30年4月1日以降であれば応募できます。

※オリエンテーションやESL(語学学校)等の期間は支援期間外です。

Q1-21 高校を卒業して海外に住んでいます。まだ大学の学部や大学入学準備コースには入学していませんが、応募できますか。

A. 高校の卒業が、平成29年4月以降である者については、卒業後海外にいても、大学(大学入学準備コース(Q1-6参照)を含む)に入学していない場合、応募できます。

入学前の語学研修については、支援期間に含まれないため平成30年4月1日以前に開始していても問題ありません。

※既に海外にいる場合も日本国内(東京都内)で実施する面接に来ていただくこととなります。交通費等は自己負担です。

Q1-22 応募要件を一部満たしていませんが応募できますか。

A. 要件を一つでも満たさない項目がある場合、応募対象となりません。

Q1-23 応募要件をみたしていたら、必ず採用されますか。

A. 要件をみたした上で、応募が可能となりますが、書面審査、面接審査による選考の上、決定します。

Q1-24 応募者の合格率はどのくらいでしょうか。

A. 機構ホームページに平成29年度募集の応募・採用状況を掲載しています。参考値として参照してください。平成29年度募集は初年度であり、平成29年9月から平成30年3月の間に留学を開始する計画を支援対象とした採用数となっています。

Q1-25 面接審査の会場までの交通費は自己負担でしょうか。スカイプでの面接はできますか。

A. 面接会場までの交通費・宿泊費は自己負担です。面接会場は東京都内の予定です。スカイプ等での面接は実施しませんので、必ず会場まできていただく必要があります。

Q1-26 他の奨学金との併給はできますか。

A. 併給は可能です。ただし、他の奨学金が併給を禁じている場合がありますので、ご注意ください。

Q1-27 この奨学金は返済が必要でしょうか。

A. 給付型の奨学金であるため、返済は不要です。

Q1-28 次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。

A. 次回の募集については未定です。詳細は決まり次第ホームページにてお知らせします。

2. 申請に関する事項

Q2-1 オンラインシステムの使い方がわかりません。

A. 詳細は以下までお問い合わせください。

受付センター受託企業 : レジェンダ・コーポレーション株式会社「海外留学支援制度受付センター」

TEL: 03-6863-5558(平日9:00~18:00)

E-mail: jasso-ryugaku@s-hr.jp

Q2-2 オンラインシステム(マイページ)で提出する書類と、郵送で提出する書類について教えてください。

A. 次のとおりです。

<オンラインシステム(マイページ)で提出>

①「願書ファイル(様式1~6)」のExcelファイル

② PDF指定の書類を1ファイルにまとめたもの

※PDFで提出する書類の詳細は「申請の手引き」を参照してください。

<郵送で提出>

③厳封されたままの推薦状及び調査書(又は成績証明書)

Q2-3 PDFの作成方法がわかりません。

A. PDFの作成方法については、電子ファイルからPDFを作成する必要はなく、コンビニ等のコピー機等でスキャンしPDFを作成して構いません。

コンビニエンスストア等でPDFを作成される方は、以下のURLを確認してください。

例)セブンイレブン: <http://www.sej.co.jp/services/scan.html>

例)ローソン: <http://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

Q2-4 申請書(所定様式)以外に提出するものがありますか。

A. あります。所定様式(「願書ファイル(様式1~6)」、「連絡人(保護者)届出書兼同意書」、「出願書類確認表」及び「推薦状【推薦者用】」)の他、以下についてもご準備ください。(各書類の詳細は「申請の手引き」参照)

- 様式6別添「留学先大学の情報(HPなどの写し)」「(出典もとデータコピー)【PDF】

- 調査書又は成績証明書【郵送】

卒業・修了学校等	提出書類
・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部	調査書
・専修学校高等課程卒業生、高等専門学校3年次修了者	成績証明書
・高等学校卒業程度認定試験合格者	-

- 日本国籍又は日本での永住許可を証明する書類【PDF】

国籍等	提出書類
・日本国籍	パスポート等日本国籍を証明する書類
・日本国籍以外(永住が許可されている者(特別永住者含む))	永住許可を証明する書類

- 留学先大学に提出した(又は提出予定)の出願書類一式と日本語訳【PDF】

※本制度への応募時点において留学希望大学がまだ募集要項を公開していない場合には、添付を省略できます。

- 入学許可書と日本語訳【PDF】

※様式1願書「入学許可の状況」で「有」を選択した者は提出してください。

- 語学能力証明書(平成27年11月15日以降の語学能力証明書)【PDF】

留学先での使用言語	提出書類
英語	TOEFL iBT又はIELTSの成績証明書
英語以外の言語	使用言語の検定等による成績証明書※

※留学先大学が求める水準を具体的な点数等で明示していない場合は語学能力による条件のない入学許可を得ていることにより語学能力を証明するものとします。

- 卒業(見込み)証明書又は修了(見込み)証明書(以下により該当の提出書類を提出)【PDF】

卒業・修了学校等	提出書類
・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部	卒業(見込み)証明書
・高等専門学校3年次	修了(見込み)証明書

・専修学校高等課程	卒業(見込み)証明書
・高等学校卒業程度認定試験合格	合格証明書

- 家計支持者(注)の平成28年中の所得を証明できる書類【PDF】

家計支持者の状況	提出書類
給与所得者	源泉徴収票
給与所得者以外	確定申告書(控)
平成28年中の収入なし	市町村役場発行の所得証明書

(注)家計支持者は父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者としてします。

Q2-5 在籍学校等に用意してもらった必要がある書類には何がありますか。

- A. 以下については、在籍学校等で作成してもらってください。
- 学校長による推薦状 (所定様式「推薦状【推薦者用】」を渡して作成を依頼すること)【厳封のまま提出】
 - 卒業(見込み)証明書又は修了(見込み)証明書
 - 調査書又は成績証明書【調査書は厳封のまま提出】

Q2-6 写真はカラーでも白黒でも構わないでしょうか。

- A. 願書(様式1)の写真は、カラー白黒のいずれでも構いません。

Q2-7 学部・学科を決めないで入学するので、学部・学科名を記入できません。空欄でもよいでしょうか。

- A. 学部・学科が入学時に決まっておらず、記入できない場合は空欄で結構です。

Q2-8 支援期間はどのように記載しますか。原則4年とありますが、全員4年間でしょうか。

- A. 留学先大学が定めている、学士取得のために最低限在籍しなければならない期間で支援します。国や大学の学部学科によって年限が異なるため「原則」としており、全員4年間支援されるというものではありません。この、最低限在籍しなければならない期間(年数)については、大学のホームページや募集要項等の証拠書類(バックデータ)で、該当箇所を明示する必要があります。

また、支援開始日には、正式な課程の授業開始日、終了日については卒業の日を記載してください。学事暦(アカデミックカレンダー)についても、大学のホームページや募集要項等の資料により、該当箇所を明示する必要があります。

※途中で、留年等により、留学期間が延びた場合、支援期間を延長することはできません。

Q2-9 申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能でしょうか。

- A. 枚数制限の範囲内であれば構いません。手書き等ではなく、所定のExcelファイルにデータを取り込み作成してください。

Q2-10 留学先の危険情報はどこで確認しますか。

- A. 外務省の海外安全ホームページで確認してください。

Q2-11 申請書類のうち証明書等は原本提出でなくても良いのでしょうか。

- A. 推薦状及び調査書(又は成績証明書)を除く申請書類は、PDFの提出となりますので、原本の提出は不要です。

Q2-12 推薦状・調査書を封筒で受け取りました。封筒にいれたまま郵送の提出だけでよいでしょうか。

- A. 封印された状態のまま、郵送書類の中に含めて提出してください。推薦状・調査書については、郵送の提出だけで問題ありません。開封はしないようにお願いします。

Q2-13 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいでしょうか。

- A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また語学能力証明書での英語能力の証明は認められません。留学先大学がTOEFLやIELTSの成績を求めている場合であっても、留学先の使用言語が英語である場合は、TOEFL iBT又はIELTSの成績証明書の提出が必須です。

Q2-14 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要でしょうか。

- A. そのような場合でも、募集要項で定める語学能力水準を満たすことを確認する必要があるので、英語に関しては必ず提出してください。英語以外の言語についても、可能な限り語学能力の証明は提出してください。

Q2-15 留学先大学の主たる使用言語がフランス語等、英語以外である。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要があるでしょうか。

- A. 留学先大学の主たる使用言語が英語以外の場合でも、留学先大学が求める語学水準が具体的な点数等で明示されている場合は、当該検定試験(フランス語の場合はDELF/DALFやTCFなど)の応募締切日から2年以内の証明書写しの提出が必須です。語学能力水準が具体的に示されていない場合は、留学先で求める語学水準に問題ないことを示してください。

Q2-16 国内連絡人(保護者)についての定めはありますか。

- A. 原則として、以下①～④すべてを満たす者とします。
- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)
 - ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者
 - ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
 - ④ 日本語での事務手続きに対応できる者

Q2-17 提出期限までに間に合わない書類はあとから送付してもよいでしょうか。

- A. 認められません。すべての書類が揃わない状態では、応募できません。**差し替え(変更)はできません。**

Q2-18 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差替えを行ってもよいでしょうか。

- A. 書類の差替えは一切、認めません。採用が決定した場合、必要に応じて変更等の手続きを行うことになります。

Q2-19 採用決定後に留学先を変更することは可能でしょうか。

- A. 原則として認めません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、再審査を行い認められる場合があります。必要な手続きの詳細については、採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

3. 留学開始後

Q3-1 採用決定後や留学開始後、辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いですか。

A. 採用決定後の手続きについては、採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-2 採用決定後、留学期間の変更はできますか。

A. 採用後の手続き詳細は、採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-3 留学先大学に留学した後、他大学に転学することはできますか。

A. 原則として認めません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、再審査を行い認められる場合があります。必要な手続きの詳細については、採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-4 大学入学準備コースを修了した後は、何か手続きが必要でしょうか。

A. 詳細な手続きは採用後別途ご案内いたしますが、手続きは必要となります。大学入学準備コースから開始する場合は、まずは大学入学準備コースの期間のみで、支援期間を決定し、お知らせします。そのため、正式に学位取得のための課程に進学が決まった際には、手続きを経てその後の支援を開始することになります。

Q3-5 大学入学準備コースを修了した後で、当初申請した大学とは別の大学に進学してもよいでしょうか。

A. 原則として認めません。当初申請した大学とは別の大学に進学する場合は、本制度奨学金での継続支援は行いません。ただし、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、再審査を行い認められる場合があります。必要な手続きの詳細については、採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-6 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されますか。

A. 休学をする場合は、採用を取り消すことになります。休暇等により、奨学金の支給期間中で、月の初めから終わりまで1か月以上にわたって留学先の国・地域を離れる場合は、丸々不在となる月の奨学金は支給対象となりませんので、あらかじめ一時不在届を機構に提出していただくことになります。手続きの詳細は採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-7 正式な教育課程の履修中に、留学先大学以外で学修活動を行う履修があります。この場合、奨学金は支給されますか。

A. 正式な教育課程の履修内容で、留学先大学(の所在国・地域)を不在にする場合は、正式な教育課程の履修内容であることの証明とともに、一時不在届を機構に提出していただき、機構にて問題がないことを確認した上で、奨学金の支給を行います。単価は、所在地により変更しません。ただし、学修活動先が日本である場合は、奨学金の支給対象となりません。手続きの詳細は採用時に別途ご案内する手引きで確認してください。

Q3-8 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。

A. 募集要項中に記載のある半年毎の状況報告の確認により、更新が認められる場合は継続して支援いたしますが、政府予算は会計年度(4月～翌年3月)毎に変わる可能性があるため、支援予定額も会計年度毎に変わる場合があります。また、授業料は、実費相当であるため、納付額に変更がある場合は、支給額も変更になります。

Q3-9 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入するが、機構からは円貨で支給されますか。

A. 奨学金、授業料いずれも円貨で支給します。

授業料は、請求書等、留学先大学が発行し、当該書類発行日が明確に記載されている書類の写しに記載された現地通貨建ての金額を円に換算して支給額を決定します。円貨への換算に当たっては、財務省が毎年度告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定められた換算率を適用しますので、授業料を支給する時点での実勢の為替レートとは乖離が生じる場合があります。

Q3-10 授業料の上限額は4年間での金額ですか。

A. 授業料は年額です。

Q3-11 アメリカに留学する予定です。奨学金の単価はいくらですか。

A. 募集要項の別紙を参照してください。(指定都市は限定された都市にキャンパスが所在する大学のみが対象となります。)
(例:「ワシントン」→ワシントン州ではなく、ワシントンD.C.に、所属キャンパスがある場合が該当)

Q3-12 大学の受験料やビザ申請費用、検定料なども支給されますか。

A. 支給しません。支援の内容は、募集要項に記載のとおり、奨学金(月額)と授業料のみです。

Q3-13 寮費や食費、医療費、保険料、渡航費、交通費、学生自治会費、教科書代なども請求はできますか。

A. 授業料支援に関して、授業料の他にも履修登録料や施設使用料など、留学先大学に在籍するために必須で支払わなければならない経費については学費相当として支給対象とみなしますが、任意の支払いとなるものや上記については、授業料とはみなしません。奨学金(月額)等で支払ってください。